

一般競争入札「見守り相談室ノートパソコンリース契約」入札説明書

以下の条件により、入札参加事業者を募集します。「入札説明書」、「仕様書」、「特記仕様書」を確認、了承のうえ入札にご参加ください。

1 入札案件 一般競争入札「見守り相談室ノートパソコンリース契約」

※「仕様書」「特記仕様書」を参照

2 入札参加条件

次の条件を満たす事業者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 11 第 1 項において準用する同令第 167 条の 4 の規定に該当しない者。
- (2) 大阪市の入札参加資格者名簿に①「承認種目 26：OA 機器・用品」または、②「承認種目 12：賃貸 02：事務用品賃貸 02：情報処理用機器」で登録していること。また、登録している者でも入札日現在、指名停止措置並びに入札除外措置の対象でない者。
- (3) 大阪市暴力団等排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと。

3 スケジュール等

- ・参加申込書提出期限 令和 7 年 9 月 8 日（月） 正午まで
- ・見積書提出期限 令和 7 年 9 月 16 日（火） 正午まで

4 応札方法

- (1) 参加申込書を持参、FAX・メールにて提出してください。
- (2) 参加申込書を提出したもののみ、見積書を封筒に入れ、封をし、封筒表面に事業者名を記載し、持参または郵送にて本会まで提出願います。また、本会が仕様を満たしているか確認するため、商品仕様がわかるパンフレットや説明書なども同封してください。

見積書については、次の項目①～④の内容を満たしていること。

- ①住所又は事務所所在地、商号又は名称、氏名又は代表者氏名を記載し、社印を押印しているもの。
- ②総額費用（必要な経費をすべて含む）と税込月額リース費用がわかるものであること。（複数枚に分かれても可）
- ③用紙の大きさは A4 サイズ程度。
- ④記載様式には指定はありません。

※提出期限を過ぎた場合、提出内容に不足がある場合は無効となります。

5 質問事項

入札にかかる仕様の質問は、「入札参加申込書」の提出後、文書により担当者へ申請してください。

様式はありません。社名・担当者名と質問事項などを記載したもの。メール可。メールで質問する場合は、メールの件名に「見守り相談室 入札にかかる質問」と記載してください。

質問受付期間は、令和 7 年 9 月 8 日（月）正午まで。

質問の回答には、回答まで時間が掛かる場合があります。

6 決定方法

- (1) 開札日 令和7年9月17日(水) 本会会議室 午後1時 同席不要
同席希望は、9月16日(火) 正午までに担当者へ申し出てください。
- (2) 見積書を開封し、仕様を満たし、予定価格以下で最低価格(税込月額リース価格)をもって有効な入札を行ったものを落札業者とします。最低価格の事業者が複数ある場合は、後日、対象事業者のみに決定方法を案内します。
- (3) 対象機器が仕様を満たしているかは、提出された資料で本会の解釈により判断します。仕様を満たしているか確認できない場合は有効な入札とは認めません。
- (4) 最低価格を提示した事業者が有効な入札と認められない場合は、仕様を満たし入札金額が次に低い価格を提示した事業者を落札事業者とします。
- (5) 落札事業者は、契約締結までに「誓約書」を提出いただきます。提出がない場合は契約締結をおこないません。

7 その他

- (1) 入札の申請書類作成及び提出にかかる費用は、申請者の負担とします。
- (2) この一般競争入札を行う場合に遵守すべき事項は、「入札説明書」「仕様書」「特記仕様書」「誓約書」に記載します。
- (3) 保証人は不要とします。
- (4) 開札後落札までに、参加者(参加申請者が共同企業体の場合はその構成員を含む。)が大阪市暴力団等排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、参加資格を有しない者のした入札とみなし無効とします。
- (5) 落札後、契約締結までに、落札者が大阪市暴力団等排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の締結を行わないものとします。
- (6) 契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市暴力団等排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行うことがあります。

担当 社会福祉法人大阪市平野区社会福祉協議会
松本猛・梨子田典子
住 所 大阪市平野区平野東2-1-30
電 話 06-6795-2525
メール nico-nico.c@3sweb.ne.jp